



➤ 「^{しょうがいしゃ}障害者の^{けんり}権利に関する^{じょうやく}条約」(^{しょうがいしゃけんりじょうやく}障害者権利条約)とは

障害者権利条約は、^{しょうがいしゃ}障がい者の^{けんり}権利を^{じつげん}実現するために国がすべきことを定めた^{こくさいてき}国際的な約束です。^{じんけん}障がい者の^{じんけん}人権及び^{きほんてきじゆう}基本的自由が守られることなどを目的として、^{しょうがいしゃ}障がい者の^{けんり}権利を実現するための^{そち}措置などについて規定しています。

この条約を作るための話し合いには、国どうしだけでなく^{だんたい}障がい者団体も参加して、その内容を決定しました。これは、^{じぶん}障がい者が^{もんだい}自分に関わる問題に^{しゅたいてき}主体的に関与することで、本当の意味で^{しょうがいしゃ}障がい者のためになる条約を作成できると考えられたためです。



この^{かてい}決定過程は、^{しょうがいしゃ}障がい者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us” (私たちのことを、私たち抜きに決めないで)」に現れている考え方を^{じつげん}実現したともいうことができます。

「**社会モデル**」の採用

障害者権利条約では、「障がい」は障がい者ではなく社会が作り出す問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が色々な規定に反映されています。これは、例えば、足に障がいをもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障がいがあることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方です。

これに対して、^{びょうき}障がいは^{がいしょう}病気や^{がいしょう}外傷等から生じる個人の問題であり、^{いりよう}医療を必要とするものであるという従来の考え方を、「医学モデル」といいます。

➤ 教育

障害者権利条約ではさまざまな内容が規定されていますが、そのうちの第24条(教育)は、
締約国は教育についての障がい者の権利を認め、あらゆる段階の教育制度や生涯学習を
確保することと定めています。

また、障がい者の権利の実現に当たり、障がいに基づいて一般的な教育制度から排除されな
いこと、個々の障がい者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等を定めていま
す。

➤ 学校における「合理的配慮」について考えてみよう

日本では、障害者権利条約の締結に先立ち、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する
法律」(通称「**障害者差別解消法**」)などの整備が進められました。

障害者差別解消法は、学校の設置者や学校に対し、負担になりすぎない範囲で、障がいのある
子どもに対する「合理的配慮」を行うことを求めています。言い換えれば、障がいのある
子どもが、障がいのない子どもと平等に「教育を受ける権利」を受けられるように、学校側
が、過度の負担とならない程度で、合理的な配慮をする必要があるとされています。

合理的配慮の具体的な例としては、たとえば、筆記が困難な場合に、パソコンやタブレット
端末のカメラを使用して板書を撮影するといった方法があります。

➤ 誰に相談すればよいの？

苦手なこと、困りごとに対するサポートは、一人ひとりにとって重要なものです。学習に困
りごとがある場合には、担任の先生や、スクールカウンセラーなど、
気軽に相談できる先生にまずは相談してみましょう。

どういった配慮が必要か、学校側と継続的に話し合うことも重要
です。



担当：川崎 佑太、平田 亜佳音、田代 潤奈、山岡 祐貴